

おくやみ ハンドブック

甲賀市

ご遺族の方へ

ご親族様のご逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げます。

死亡届を提出されましたことに伴い、市役所において必要となります。

各種手続きをご案内いたします。

保険等の手続きについては書類を作成してご案内いたしますので、

封書が届き次第、お手続きをお願いいたします。

令和5年度



マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2023年11月発行

発行: 甲賀市 編集・デザイン: 株式会社ジチタイアド

相続で悩まずに 廣川・岩田税理士法人に ご相談ください

「相続手続き、誰に何を聞けばいいの?」

「税金はいくらぐらいになるのかな?」

「相続税の申告を依頼したいな」

「口座や土地建物の名義変更どうしたらいいのかな?」

少しでもご不安・お悩みでしたら、

廣川・岩田税理士法人までご連絡ください。



お客様に寄り添ってサポートいたします。
お気軽にお問合せください。

強固なチームワークと 豊富な経験

創業1949年の経験を生かします。
お客様の担当には複数名がつき、
当社のチームワークを結集します。
安心してお任せください。

お客様の負担を 軽減

不動産の名義変更や課題解決に
必要な場合は、司法書士など
士業専門家と連携してスムーズに
事を進め、お手間やご不安を
軽減いたします。



相談予約受付中

まずは お電話 or メール をください。

面談日時を設定し、面談にてご相談をお受けします。

廣川・岩田税理士法人

代表・税理士 岩田剛、税理士 廣川領司

廣川領司行政書士事務所

TEL | 0748-62-3011 | FAX | 0748-62-3012

メール | hirokawa-jimusyo@watch.ocn.ne.jp

<https://www.kaikei-home.com/hirokawa-iwata/>

〒528-0074 滋賀県甲賀市水口町松尾744-151

甲賀病院すぐ近く

甲賀市 税理士

検索



目次

■ 地域市民センターのご案内	P1
■ 市役所での手続きチェックリスト	P2～P3
■ 市役所での手続き	P4～P16
■ 市役所以外での主な手続き一覧	P17
■ その他の参考資料	
・ 亡くなられた方の戸籍・住民票等について	P18
・ 空き家を相続される方へ	P19
・ ごみの処理(持込)について	P19
・ 相続登記申請の義務化	P20～P21
・ 家系図	P22

地域市民センターのご案内

一部の手続きを除き、各手続きは以下の地域市民センターでもできます。

土山地域市民センター

〒528-0211 甲賀市土山町北土山1715番地 ☎0748-66-1101

甲賀大原地域市民センター

〒520-3492 甲賀市甲賀町相模173番地1 ☎0748-88-4101

甲南第一地域市民センター

〒520-3308 甲賀市甲南町野田810番地 ☎0748-86-4161

信楽地域市民センター

〒529-1851 甲賀市信楽町長野1203番地 ☎0748-82-1121

市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な方	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
住民登録	①印鑑登録をしている	●こうか市民カードまたは印鑑登録証の返納		☐	市民課	4
	②住民基本台帳カード・マイナンバーカードを持っている	●住民基本台帳カード・マイナンバーカードの返納		☐		
健康保険	③国民健康保険に加入している	●国民健康保険資格喪失の届出、被保険者証・各種認定証の返納		☐	保険年金課	5
		●葬祭費の支給申請		☐		
	④後期高齢者医療保険に加入している	●後期高齢者医療資格喪失の届出、被保険者証・各種認定証の返納		☐		
		●葬祭費の支給申請		☐		
		●保険料の還付申請		☐		
		●後期高齢者医療関係書類の送付先の変更		☐		
		●高額療養費等の支給申請および振込口座の変更		☐		
	※会社等の社会保険に加入している		お勤め先の社会保険担当までお問い合わせください。			
年金	⑤国民年金に加入している(受給開始前)	●死亡一時金、遺族年金、寡婦年金の請求		☐	保険年金課	5
	⑥国民年金を受給している	●遺族年金の請求		☐		6
		●年金受給者死亡の届出、未支給年金の請求		☐		
	※障害基礎年金、遺族基礎年金の加算額の対象者である		日本年金機構草津年金事務所お客様相談室 ☎077-567-2220にお問い合わせください。			
	※共済年金・企業年金・国民年金基金等を受給している		年金証書等に記載されている関係機関へお問い合わせください。			
福祉医療	⑦福祉医療費助成(マル福)を受給している	●資格喪失の届出、福祉医療費受給券・助成券の返納		☐	保険年金課	6
介護保険	⑧65歳以上または介護認定を受けている	●介護保険資格喪失の届出、介護保険証の返納		☐		
		●介護保険にかかる振込先口座の変更		☐		
		●介護保険関係書類の送付先の変更		☐		
		●介護保険関係各種証の返納		☐		
高齢者	⑨緊急通報システムを利用している	●廃止の届出および機器の返却		☐	長寿福祉課	7
	⑩各種高齢者支援事業を利用している	●介護用品購入費助成事業・寝たきり高齢者等介護激励金支給事業・徘徊高齢者家族支援サービス事業の利用資格喪失の届出		☐		
		●介護認定者福祉車両運賃助成事業・移送サービス事業・訪問理美容サービス助成事業利用助成券の返納		☐		
税金	⑪市県民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税等を納めている	●相続人代表者の指定および現所有者の届出		☐	税務課	8
	⑫市内に固定資産(土地・家屋)を所有している	●未登記家屋の名義変更		☐		
バイク・農耕車	⑬50～125ccの原付バイクや農耕車を所有している	●廃車手続き・名義変更		☐		

区分	手続きが必要な方	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
障がい	⑭自立支援医療受給者証の交付を受けている(更生・育成医療)	●自立支援医療受給者証(更生・育成医療)の返納		☐	障がい福祉課	8
	⑮自立支援医療受給者証の交付を受けている(精神通院)	●自立支援医療受給者証(精神通院)の返納		☐		9
	⑯特別障害者手当、障害児福祉手当等を受給している	●特別障害者手当、障害児福祉手当資格喪失の届出		☐		
	⑰身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所有している	●障害者手帳の返納		☐		
	⑱特別児童扶養手当の受給者または支給対象児童である	●特別児童扶養手当の受給者受給者死亡の届出および未支払手当の請求		☐	子育て政策課	10
●特別児童扶養手当の支給対象児童資格喪失または額改定の届出			☐			
子ども	⑲児童手当の受給者または支給対象児童である	●児童手当の受給者受給者の変更、未支払手当の請求		☐		
		●児童手当の支給対象児童受給事由消滅または額改定の届出		☐		
	⑳児童扶養手当の受給者または支給対象児童である	●児童扶養手当の受給者受給者死亡の届出、未支払手当の請求		☐		
		●児童扶養手当の支給対象児童資格喪失または額改定の届出		☐		
上下水道	㉑上下水道契約者である	●使用契約者の変更		☐	上下水道総務課	
		●料金支払方法の変更		☐		
		●使用休止等の連絡		☐		
公営住宅	㉒～㉔市営住宅に入居している	●市営住宅入居承継承認の申請		☐	住宅建築課	12 13
		●市営住宅退去の届出		☐		
		●市営住宅入居者家族異動の届出		☐		
	㉕改良住宅に入居している	●改良住宅退去の届出		☐	人権推進課	13
		●改良住宅入居承継承認の申請		☐		
		●改良住宅入居者異動の届出		☐		
	※県営住宅に入居している		滋賀県営住宅管理センター ☎077-510-1500へお問い合わせください。			
音声放送端末機	㉖音声放送端末機を設置している	●音声放送端末機の利用者変更または返却の届出		☐	情報政策課	14
犬	㉗犬を飼っている	●犬の登録事項変更の届出		☐	生活環境課	
浄化槽	㉘浄化槽管理者である	●管理者変更の届出		☐	下水道課	
農地	㉙農地を所有している	●農地の相続等の届出		☐	農業委員会事務局	15
	㉚農業者年金を受給している	●農業者年金受給者死亡の届出		☐		
森林	㉛森林を所有している	●森林の相続等の届出		☐	林業振興課	16
コミュニティバス・タクシー	㉜無料乗車券を保有している	●無料乗車券、無料乗車券利用証明書の返納		☐	公共交通推進課	
し尿汲取り	㉝し尿汲取りを利用している	●廃止または名義変更の手続き		☐	生活環境課	

市役所での手続き

住民登録

① 印鑑登録をしている

手続き・持ち物

- こうか市民カードまたは印鑑登録証(旧町発行のもの)の返納
- こうか市民カードまたは印鑑登録証

担当課

市民課 市民窓口係 ☎0748-69-2137

期限

- 速やかに

② 住民基本台帳カード・マイナンバーカードを持っている

手続き・持ち物

- 住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードの返納
- 住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード

担当課

市民課 市民窓口係 ☎0748-69-2137

期限

- マイナンバーカードの返納
相続などの手続きで、亡くなられた方のマイナンバー(個人番号)を求められる場合がありますので、それぞれの手続きが終了するまで、お手元に保管しておくことをおすすめします。すべてのお手続きが終了しましたら、窓口に戻納ください。

健康保険

③ 国民健康保険に加入している

手続き・持ち物

- 国民健康保険資格喪失の届出、被保険者証、各種認定証の返納
- 被保険者証、限度額適用認定証(対象者のみ)、
特定疾病療養受療証(対象者のみ)
- 葬祭費の支給申請
- 喪主の方の預金通帳またはキャッシュカード
- 喪主であることがわかるもの(葬儀の領収書や会葬御礼はがきなど)

担当課

保険年金課 国保年金係 ☎0748-69-2140

期限

- 被保険者証等の返納…速やかに
- 葬祭費の支給申請…葬祭を行った日の翌日から起算して2年以内

④ 後期高齢者医療保険に加入している

手続き・持ち物

- 後期高齢者医療資格喪失の届出、被保険者証、各種認定証の返納
 - 被保険者証、限度額適用認定証(対象者のみ)、
特定疾病療養受療証(対象者のみ)
- 葬祭費の支給申請
 - 喪主の方の預金通帳またはキャッシュカード
 - 喪主であることがわかるもの
(葬儀の領収書や会葬御礼はがきなど)
- 保険料の還付申請
 - 申請者(相続人代表者または故人の世帯主)の預金通帳
またはキャッシュカード
- 後期高齢者医療関係書類の送付先変更の届出
- 高額療養費等の支給申請および振込口座の変更
 - 申請者(相続人代表者)の預金通帳またはキャッシュカード

担当課

保険年金課 後期高齢者医療係 ☎0748-69-2142

期限

- 被保険者証の返納…速やかに
- 葬祭費の支給申請…葬祭を行った日の翌日から起算して2年以内
- 保険料の還付申請…還付通知送付日の翌日から起算して2年以内
- 後期高齢者医療関係書類の送付先変更の届出…速やかに
- 高額療養費等の支給申請および
振込口座の変更…診療を受けた月の翌月1日から起算して2年以内

年金

⑤ 国民年金に加入している(受給開始前)

手続き・持ち物

- 死亡一時金、遺族年金、寡婦年金の請求
 - ※遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金)、死亡一時金、寡婦年金等の請求ができる場合があります。故人により該当する制度が異なります。制度によっては市の窓口で手続きできません。手続きに必要な持ち物や請求できる方、請求窓口については、後日郵便で案内します。お急ぎの場合は電話でお問い合わせください。

担当課・ 受付窓口

保険年金課 国保年金係 ☎0748-69-2140
日本年金機構草津年金事務所お客様相談室 ☎077-567-2220

期限

- 死亡一時金、遺族年金、寡婦年金の請求…速やかに
(時効の期限)死亡一時金……2年 遺族基礎・遺族厚生年金…5年
寡婦年金の請求…5年

⑥ 国民年金を受給している

手続き・持ち物

● 年金受給者死亡の届出、未支給年金の請求

※ 受給要件に該当する遺族の方は遺族年金を請求できる場合があります。
年金の種別によっては、市の窓口で手続きできません。手続きに必要な
持ち物や請求できる方、請求窓口については、後日郵便で案内します。
お急ぎの場合は電話でお問い合わせください。

担当課・ 受付窓口

保険年金課 国保年金係 ☎0748-69-2140
日本年金機構草津年金事務所お客様相談室 ☎077-567-2220

期限

● 年金受給者死亡届出、未支給年金の請求…速やかに (時効の期限) 未支給分の申請…5年

福祉医療

⑦ 福祉医療費助成(マル福)を受給している

手続き・持ち物

● 資格喪失の届出、福祉医療費受給券・助成券の返納 ☐ 受給券・助成券

担当課

保険年金課 後期高齢者医療係 ☎0748-69-2142

期限

● 速やかに

介護保険

⑧ 65歳以上または介護認定を受けている

手続き・持ち物

- 介護保険資格喪失の届出、介護保険証の返納
☐ 被保険者証
- 介護保険にかかる振込先口座変更の届出
☐ 法定相続人の方の預金通帳またはキャッシュカード
- 介護保険関係書類の送付先変更の届出
- 介護保険関係各種証の返納(お持ちの場合のみ)
☐ 介護保険負担割合証、負担限度額認定証、
社会福祉法人等利用者負担軽減確認証

担当課

長寿福祉課 介護保険係 ☎0748-69-2166

期限

● 被保険者証の返納…亡くなる前に利用されていた介護サービスの精算が 終わりしだい速やかに



まごころを込めたお墓づくり 屋外ショールームで お墓を見学しませんか？

実際の霊園をイメージした屋外の広いショールームでは、
サイズの確認はもちろん、日の光の下での石の色の確認等もでき、
実際に建てたイメージをご自身の目で確かめられます。

敷地内のお墓を眺められる
テラスやゆったりくつろげる
お部屋でじっくりと
ご相談いただけます。



お客様の満足度を高めるために、こんなこともしております

① 合成写真でのご提案

実際にお墓を設置する場所にCADで作成したお墓を合成で
入れて、お見せします！ほぼ、仕上がり通りなので作りはじめる
前のイメージできない不安を取り除きます。



CAD合成写真



完成写真

② 10年間のアフターサービス付

お墓を建てていただいた後、1・5・10年目に無料点検および
清掃を実施します。目地の剥がれ、納骨堂の状態、傾き、文字や
お墓の汚れ等の点検を行い、必要であれば修復・修繕をします。
またクリーニングをして綺麗にお掃除を致します。その後、写真
と一緒に状況報告を送付させていただきます。



明治38年創業 信頼と実績の当店へ何でもご相談ください！ 土日祝も営業しております

株式会社 清水石材店

0120-116-148

〒529-1512 東近江市大塚町987-7
(富士シート蒲生工場向い)

TEL 0748-55-8166 FAX 0748-55-8167

営業時間 10:00～17:00 定休日 年末年始

E-mail info@shimizu-sekizai.net

清水石材店

検索



代表取締役社長
清水健夫(四代目)

高齢者

⑨ 緊急通報システムを利用している

手続き・持ち物

- 廃止の届出および機器の返却

- ☐ 機器本体およびペンダントの返却

※ご家族で機器本体の取り外しができるようにであれば、取り外して窓口へ持参ください。取り外しが難しい場合は業者を手配しますので下記担当課までご連絡ください。

※ペンダントは機器本体とセットで貸与しております。紛失された場合は下記までご連絡ください。

担当課

長寿福祉課 高齢者支援係 ☎0748-69-2164

期限

- 届出および機器の返却…速やかに

⑩ 各種高齢者支援事業を利用している

手続き・持ち物

- 介護用品購入費助成事業(通称:おむつ券)

- ☐ 利用資格喪失の届出、助成券の返納

- 寝たきり高齢者等介護激励金支給事業・

徘徊高齢者家族支援サービス事業(GPS利用助成)

- ☐ 利用資格喪失の届出

- 介護認定者福祉車両運賃助成事業・移送サービス事業・

訪問理美容サービス助成事業(通称:タクシー券)

- ☐ 助成券の返納

担当課

長寿福祉課 高齢者支援係 ☎0748-69-2164

期限

- 届出、助成券の返納…速やかに

税金

⑪ 市県民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税等を納めている

手続き・持ち物

- 相続人代表者指定届出書兼現所有(代表)者申告書

- 納税義務(代表)者届

- ☐ 本人確認書類

- ☐ 印鑑(認印)

担当課

税務課 収納推進係 ☎0748-69-2130

期限

- 速やかに



葬儀は最後のお別れの大事な式です
自分の想像する式を前もって準備をしませんか？

**JAこうか やすらぎセンターが
心を込めてお手伝いします**

事前相談
見積もり
いたします

会葬者の人数やお葬儀の“かたち”に合わせてご提案



小規模から様々な人数に
対応できます

JAホールでのお葬式



小規模から様々な人数に
対応できます

甲賀斎苑でのお葬式

※甲賀斎苑は、甲賀市の火葬場施設です



25名程度に最適

JAホールロビーでのお葬式



10名までのお葬式

JAホール和室でのお葬式

※上記、各プランのお写真はイメージです。

まずは、お問い合わせください

年中無休

24時間
対応

JAこうか やすらぎセンター

☎0748-63-7300

甲賀市水口町水口6111-1 FAX.0748-65-3060

⑫市内に固定資産(土地・家屋)を所有している

手続き・持ち物

●未登記家屋の名義変更

☐ 遺産分割協議書の写し(相続の場合)

☐ 売買契約書の写し(売買の場合)

※相続登記は法務局で手続きが必要です。

担当課

税務課 資産税係 ☎0748-69-2129

期限

●速やかに

バイク・農耕車

⑬50～125ccの原付バイクや農耕車を所有している

手続き・持ち物

●廃車もしくは名義変更

☐ 来庁される方の本人確認書類

☐ 手続きいただく方が死亡者と別世帯であり、納税管理人・
相続人代表者以外の場合は、納税管理人・相続人代表者の委任状

☐ ナンバープレート(廃車の場合)

※ナンバープレートを紛失されている場合は弁償金をいただきます。

担当課

税務課 市民税係 ☎0748-69-2128

期限

●速やかに

障がい

⑭自立支援医療受給者証の交付を受けている(更生・育成医療)

手続き・持ち物

●自立支援医療受給者証(更生・育成医療)の返納

☐ 自立支援医療受給者証(更生・育成医療)

担当課

障がい福祉課 施策推進係 ☎0748-69-2161

期限

●速やかに

⑮ 自立支援医療受給者証の交付を受けている(精神通院)

手続き・持ち物

● 自立支援医療受給者証(精神通院)の返納

- ☐ 自立支援医療受給者証(精神通院)
- ☐ 自立支援医療受給者証返納届(精神通院)

担当課

障がい福祉課 相談支援係 ☎0748-69-2162

期限

● 速やかに

⑯ 特別障害者手当、障害児福祉手当等を受給している

手続き・持ち物

● 特別障害者手当、障害児福祉手当資格喪失の届出

- ☐ 受給資格者死亡届
- ☐ 印鑑(認印)

● 未払い金がある場合

- ☐ 未支払特別障害者手当等請求書
- ☐ 未払い金交付請求者の口座の通帳

※手当未支払金の交付請求ができるのは、死亡当時に受給者本人と生計を同じくしていた方であって、優先順位は原則として
(1)配偶者(2)子(3)父母(4)孫(5)祖父母または兄弟姉妹です。

担当課

障がい福祉課 相談支援係 ☎0748-69-2162

期限

● 速やかに

⑰ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所有している

手続き・持ち物

● 各種障害者手帳の返納

- ☐ 障害者手帳
- ☐ 印鑑(認印)
- ☐ 申請書(返納の届出)

担当課

障がい福祉課 施策推進係 ☎0748-69-2161

期限

● 速やかに

⑮ 特別児童扶養手当の受給者または支給対象児童である

手続き・持ち物

受給者が亡くなられた場合

● 受給者死亡の届出および未支払手当の請求

- ☐ 特別児童扶養手当証書
- ☐ 児童の通帳またはキャッシュカード
- ☐ 受給者の除籍謄(抄)本
- ☐ 届出者の本人確認書類

● これから児童を養育する方の新規認定請求

※お問い合わせください

児童が亡くなられた場合

● 資格喪失または額改定の届出

- ☐ 特別児童扶養手当証書
- ☐ 児童の除籍謄(抄)本
- ☐ 届出者の本人確認書類

※受給状況により必要な手続きが異なる場合があります。

担当課

子育て政策課 子育て政策係 ☎0748-69-2176

期限

● 亡くなられた日の翌日から14日以内

子ども

⑯ 児童手当の受給者または支給対象児童である

手続き・持ち物

受給者が亡くなられた場合

● 未支払手当の請求

- ☐ 児童の通帳またはキャッシュカード
- これから児童を養育する方の新規認定請求
- ☐ 請求者の通帳またはキャッシュカード
- ☐ 請求者の本人確認書類
- ☐ 請求者の番号確認書類
- ☐ 請求者の健康保険証

児童が亡くなられた場合

● 資格喪失または額改定の届出

- ☐ 届出者の本人確認書類

※受給状況により必要な手続きが異なる場合があります。

担当課

子育て政策課 子育て政策係 ☎0748-69-2176

期限

● 亡くなられた日の翌日から15日以内

櫟野寺 いちいの観音さま

らくえん 平安仏に見守られた 自然豊かな樹木葬墓地 櫟苑

ライフスタイルの変化によって、
お墓の形態も徐々に変わりつつあります。

「お墓を継承してくれるか不安」

「子供に負担をかけたくない」

「墓じまいしたいけど」

などお悩みに応えます。

1区画30万円～

墓所使用料は、永代供養の費用も含み1区画1人用30万円、2人用50万円となります。また、個人墓や夫婦墓としての利用だけでなく、ご家族・ご先祖と一緒に眠ることができる特別な区画(最大6人まで)が80万円となっております。墓じまいをして、ご先祖も一緒に入れる新しいタイプの樹木葬墓苑となっております。

自然に還る

樹木葬地への埋葬は、骨壺からご遺骨をさらし木綿の納骨袋に移しかえて、土の中に埋葬いたします。遺骨は長い時間をかけ、自然に還る埋葬方法となります。土に還る埋葬方法だからこそ、墓苑全体の雰囲気は甲賀の四季折々の自然を常に感じる事ができる作りになっています。

永代供養で安心

櫟苑は、お墓参りすることが難しい人や、お墓参りしてくれる人がいなくなっても代わりに櫟野寺が永代供養してくれるので安心です。「後継者がいない」「子供に負担を掛けたくない」など、お悩みの方は多いと思います。永代供養はそんなお墓問題の悩みを解決する方法です。



「櫟苑」は、櫟野寺が運営・管理する樹木葬墓地となります。

- それぞれ個別の区画に埋葬されます。
- 宗旨・宗派は問わず檀家にはなりません。
- 納骨法要や年忌法要もご希望があればお受けいたします。
- 埋葬後33年の永代供養。

その後は、総墓（合祀墓）にて、引き続き供養いたします。

墓地利用は、生前申し込み、遺骨申し込みどちらでも可能となっております。

福生山 櫟野寺

〒520-3412 滋賀県甲賀市甲賀町櫟野1377

現地見学のお申し込み、お問い合わせは

0748-88-3890

随時
受付

<https://rakuyaji-jumokusou.jp/>
MAIL.info@rakuyaji.jp

櫟野寺 樹木葬 検索



②0 児童扶養手当の受給者または支給対象児童である

手続き・持ち物

受給者が亡くなられた場合

●受給者死亡の届出および未支払手当の請求

- ☐ 児童扶養手当証書
- ☐ 児童の通帳またはキャッシュカード
- ☐ 受給者の除籍謄(抄)本
- ☐ 届出者の本人確認書類

児童が亡くなられた場合

●資格喪失または額改定の届出

- ☐ 児童扶養手当証書
- ☐ 児童の除籍謄(抄)本
- ☐ 届出者の本人確認書類

※受給状況により必要な手続きが異なる場合があります。

担当課

子育て政策課 子育て政策係 ☎0748-69-2176

期限

●亡くなられた日の翌日から14日以内

上下水道

②1 上下水道契約者である

手続き・持ち物

●使用契約者の変更

- ☐ 水道名義変更届
(上下水道料金お客様センターに新たな使用者が記入して提出)

●料金支払方法の変更

- ☐ 水道名義変更届(上下水道料金お客様センターに提出)
 - ・使用者を変更するが口座引落とし先に変更がない場合は、支払い方法欄の口座振替引継ぎに○をつけ提出
 - ・使用者を変更し、かつ口座引落とし先も変更する場合は、水道名義変更届を提出したうえで、金融機関に「甲賀市税等口座振替申込書」を提出

●使用休止等の連絡

- ☐ 水道閉栓届(上下水道料金お客様センターに提出)
 - ※下水道を使用されている方については、上水道の手続きをもって下水道も同様の扱いとさせていただきます。
 - ※上記の手続きについてのお問い合わせ先は、
甲賀市上下水道料金お客様センター
☎0748-69-2224、FAX0748-69-2297

担当課

上下水道総務課 料金管理係 ☎0748-69-2223

期限

●変更が生じた場合は速やかに

ご遺族メモ

公営住宅

②市営住宅に入居している → 継承する場合

手続き・持ち物

●名義人の変更

- ①市営住宅入居承継承認申請書
- ②市営住宅入居者家族異動届
- ③市営住宅入居誓約書
- ④緊急連絡先届
- ⑤課税あるいは非課税証明書(18歳以上の入居者全員分)
- ⑥税の滞納が無いことの証明書
- ⑦市営住宅駐車場明渡届
(駐車場の使用契約をされている方が駐車場を使用しなくなる時)
※上記⑤以外の様式は、住宅建築課窓口でお渡しします。
※書類の審査結果によっては、承継できない場合があります。
承継ができていない状態で市営住宅に住み続けると、
退去明渡の対象となる場合があります。

担当課

住宅建築課 公営住宅係 ☎0748-69-2212

期限

●名義人の死亡や転出後速やかに

③市営住宅に入居している → 退去する場合

手続き・持ち物

●退去の手続き

- 様式は、住宅建築課窓口でお渡しします。
- ①市営住宅退去届
 - ②残存家財等処分に対する同意書
 - ③市営住宅使用料・敷金還付振込み依頼書
 - ④市営住宅駐車場明渡届
(駐車場の使用契約をされている方が駐車場を使用しなくなる時)
※書類提出後、住宅内の片づけを行い、室内には何もない状態にしてください。
※職員と退去者で宅内の確認検査を行い、カギを返却してください。
※住宅のカギが返却された日が退去日となり、家賃はこの日までがかかります。
(駐車場を契約されている方は、駐車料も同様。)
※退去に際して必要な事項は、事前に連絡をいただいた時に
詳細について説明を行います。

担当課

住宅建築課 公営住宅係 ☎0748-69-2212

期限

- 書類の提出は、退去前に提出してください。
- 退去を決めてから、概ね3か月から半年程度。
ただし、退去確認するまで、家賃はかかり続けます。

②④ 市営住宅に入居している → 名義人以外の家族であった場合

手続き・持ち物

- 家族の異動(名義人以外の家族の死亡・転出・出生などの異動)

以下様式は、住宅建築課窓口でお渡しします。

- ① 市営住宅入居者家族異動届

- ② 市営住宅減免申請書

※市営住宅の家賃額は、入居者の人数によって変動することがあります。

ただし、入居世帯の状況によっては、家族数が減っても家賃額が変動しないこともありますので、必ず減額されるとは限りません。

担当課

住宅建築課 公営住宅係 ☎0748-69-2212

期限

- 入居家族の転出・死亡・出生後、速やかに

②⑤ 改良住宅に入居している

手続き・持ち物

- 住宅名義人が亡くなられて、今後居住者がおられない場合

・改良住宅退去届

- 住宅名義人が亡くなられて、同居者が新たに名義人になる場合

・改良住宅入居承継承認申請書

- 住宅名義人でない入居者が亡くなった場合

・改良住宅入居者異動届

担当課

人権推進課 人権政策係 ☎0748-69-2148

期限

- 退去:退去の30日前まで

- 承継:お亡くなりになった日から15日以内

- 異動:速やかに

音声放送端末機

②6 音声放送端末機を設置している

手続き

亡くなられた方が利用者(世帯主)の場合

● 音声放送端末機の利用者変更の届出

※ご利用されない場合は、返却の届出が必要です。

担当課

情報政策課 情報基盤整備推進係 ☎0748-69-2112

犬

②7 犬を飼っている

手続き・持ち物

● 犬の登録事項変更の届出

☐ 犬鑑札

☐ 愛犬カード

担当課

生活環境課 生活環境係 ☎0748-69-2145

期限

● 新所有者になった日から30日以内

浄化槽

②8 浄化槽管理者である

手続き・持ち物

● 浄化槽管理者の変更

☐ 浄化槽管理者変更報告書(2部)

※浄化槽を使用しない場合は、別の手続きが必要です。

担当課

下水道課 計画普及係 ☎0748-69-2228

期限

● 変更があった日から30日以内

農地

②9 農地を所有している

手続き・持ち物

● 農地の相続等の届出

- ☐ 農地法第3条の3の規定による届出書
- ☐ 登記事項証明書の写しまたは登記完了書の写し
(相続による権利の取得を証明する書類)

担当課

甲賀市農業委員会事務局 農地係 ☎0748-69-2263

期限

- 権利を取得したことを知った時点からおおむね10か月以内に提出してください。

③0 農業者年金を受給している

手続き・持ち物

● 農業者年金死亡届

- ☐ 農業者年金被保険者証または農業者年金証書
(紛失の場合は申し出ください)
- ☐ 亡くなられた方の死亡日を明らかにすることができる書類
(戸籍謄本・住民票(除票)など)
- ☐ 窓口に来られた方の本人確認ができるもの
(運転免許証・マイナンバーカードなど)

※未支給年金や、死亡一時金が請求できる場合、請求できる方によって必要な書類が異なります。

担当課

最寄りのJA各支店
または農業委員会事務局 農政係 ☎0748-69-2262

期限

- 10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ提出してください。

森林

③① 森林を所有している

手続き・持ち物

● 森林を相続した場合

- ☐ 森林の土地の所有者届出書
- ☐ その森林の土地の位置を示す地図・図面
(任意の地図等到大まかな位置を記入してください)
- ☐ その森林の土地の登記事項証明書(写しでも可)、相続分割協議の目録など土地の権利を取得したことが分かる書類

※届出をしない場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

担当課

林業振興課 林業振興係 ☎0748-69-2197

期限

● 所有者となった日から90日以内

(相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に、法定相続人の共有物として届出が必要)

コミュニティバス・コミュニティタクシー

③② 無料乗車券を保有している

手続き・持ち物

● 無料乗車券の返納

- ☐ 無料乗車券
- ☐ 無料乗車券利用者証明書(高齢者の方)

担当課

公共交通推進課 ☎0748-69-2215

期限

● 速やかに

し尿汲取り

③③ し尿汲取りを利用している

手続き・持ち物

● 廃止または名義変更の手続き

担当課

生活環境課 生活環境係 ☎0748-69-2145

期限

● 速やかに

ご遺族メモ

市役所以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

手続きの種類	主な手続き	該当	済	問い合わせ先
生命保険	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等		☐	加入している生命保険会社
預貯金口座	相続手続き		☐	各金融機関等
株式等	名義変更		☐	各証券会社等
遺言書	検認・開封		☐	大津家庭裁判所 家事受付係 ☎077-503-8151
固定電話・携帯電話	契約継承・解約		☐	各契約会社等
インターネット・ケーブルテレビ	名義変更・解約		☐	各契約会社等
NHK受信料	名義変更・解約		☐	☎0120-151515
電気・ガス料金等	名義変更・解約		☐	各契約会社等
新聞の購読	名義変更・解約		☐	各新聞販売店
運転免許証	返納		☐	甲賀警察署 甲賀市水口町水口6026 ☎0748-62-4155
在留カード・特別永住者証明書	返納		☐	出入国在留管理庁 ☎03-3580-4111
軽自動車	名義変更・廃車等		☐	軽自動車検査協会 滋賀事務所 守山市木浜町2298番地3 ☎050-3816-1843
普通自動車	税金に関する手続き		☐	滋賀県自動車税事務所 守山市木浜町2298番地2 ☎077-585-7288
	名義変更・廃車等		☐	近畿運輸局 滋賀運輸支局 守山市木浜町2298番地5 ☎050-5540-2064
バイク(125cc超)	名義変更・廃車等		☐	近畿運輸局 滋賀運輸支局 守山市木浜町2298番地5 ☎050-5540-2064
パスポート	返納		☐	滋賀県パスポートセンター 大津市におの浜一丁目1番20号 ☎077-527-3323
クレジットカード	解約		☐	各契約会社等
不動産登記関係	土地・家屋等相続登記		☐	大津地方法務局 甲賀支局 甲賀市水口町水口5655 ☎0748-62-0259
国税関係 (相続税・所得税・消費税)	相続税・所得税・消費税申告		☐	水口税務署 甲賀市水口町水口5587-3 ☎0748-62-0314
国債を所有していた方	記名変更・償還金受領		☐	償還金支払い場所または 証券保険証書に記載の郵便局
特別弔慰金国庫債券受領者	記名変更・相続人受領		☐	償還金支払い場所(郵便局)
恩給受給者	失権届出		☐	総務省 政策統括官(恩給担当) ☎03-5273-1400
援護年金受給者	失権届出		☐	厚生労働省 社会・援護局 援護・業務課 ☎03-5253-1111

ご遺族メモ

その他の参考資料

亡くなられた方の戸籍・住民票等について

- ◆死亡届出後、死亡の記載が反映されるまで約1週間程度かかります。他の市区町村へ届け出された場合は、約2週間程度かかります。(届書の内容によって日数は前後します。ご了承ください。)
- ◆住民票除票や除籍謄本はコンビニでは発行できません。

共通事項

- ①住民票の写しや戸籍謄本等の請求時には、請求者(窓口に来られる方)の本人確認が必要です。公的機関が発行した顔写真付きの本人確認書類をご持参ください。(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)
- ②亡くなられた方と請求者の続柄が、甲賀市の戸籍で確認できない場合は、相続人や利害関係人であることがわかる書類(戸籍謄本等)の提示が必要です。
- ③代理人からの請求の際には、委任状が必要です。

住民票(除票)

- 亡くなられた方の住民票除票に、マイナンバー(個人番号)と住民票コードの表示はできません。
- 請求できる方は、相続人および利害関係人で、正当な理由(使用目的)がある方です。
- 記載する事項(本籍、続柄等)は、あらかじめ提出先にご確認ください。

戸籍謄本等

- 戸籍は本籍地のある市区町村でしか発行できません。本籍地が甲賀市以外の場合は本籍地の市区町村へ請求してください。
- 請求できる方は、配偶者、直系血族(親、子、孫など)です。
- 出生から死亡までの間のどの部分が必要か、あらかじめ提出先にご確認ください。
例:「出生から死亡までの連続した戸籍」「死亡の記載のある戸籍」など

死亡届の写し

- 特別な理由がある場合(法令で認められた使用目的)のみ請求できます。
遺族年金、郵便局の簡易生命保険金(民営化前の契約で保険金額が100万円を超えるもの)の請求など
- 請求できる方は、利害関係者で保険金受取人となる方です。
- 年金証書、簡易生命保険証書などの提示が必要です。
- 市役所で交付できる期間は、届出月の翌月15日ごろまでです。
- 会社への提出、民間の保険会社の手続きのための交付はできません。
医療機関へ死亡診断書をご請求ください。

お問い合わせ

●市民課

☎0748-69-2138 FAX 0748-65-6338

Mail koka10201000@city.koka.lg.jp

空き家を相続される方へ

個人の財産である建物や土地は、たとえ登記の手続きがされていなくても、相続人が責任をもって適正に管理する義務があります。名義が変更されていないと売買や賃貸をする際に、契約ができないため、速やかに登記手続きを行いましょう。

また、建物は、使わないと想像以上に早く傷んでしまいます。

瓦や外壁の一部が飛散したり、塀や樹木が倒れたりするなどして、他人が怪我をしたり、家や車に被害が及んだりした場合、損害賠償を問われる可能性がありますので、定期的に風通しや補修するなどの管理をお願いします。

甲賀市では、空き家所有者と空き家の活用希望者とのマッチングを進める甲賀市空き家バンク制度がありますので、お気軽にご相談ください。

相談窓口

●住宅建築課 空家対策室

☎0748-69-2214 FAX 0748-63-4601

Mail koka10405000@city.koka.lg.jp

ごみの処理(持込)について

燃えないごみ(燃えない粗大ごみ、資源ごみ)

エコステーション(3か所)、不燃物処理場(5か所)がありますので、分別してお持ち込みください。各施設によって搬入できる品目が異なります。

施設名	住所	電話番号
水口エコステーション	水口町伴中山236番地1	☎0748-65-0123
甲南・甲賀エコステーション	甲南町野尻460番地17	☎0748-86-2601
信楽エコステーション	信楽町勅旨1982番地1	☎0748-83-1198
水口不燃物処理場	水口町水口6503番地1	☎0748-63-3953
土山不燃物処理場	土山町南土山甲976番地1	☎0748-66-1140
甲賀不燃物処理場	甲賀町上野127番地	☎0748-88-2392
甲南不燃物処理場 ※草木のみ	甲南町竜法師1806番地	☎0748-86-5195
信楽不燃物処理場 ※草木のみ	信楽町長野1423番地8	☎0748-82-3381

燃えるごみ

甲賀広域行政組合衛生センターに搬入してください。

大型燃えるごみの搬入には、前日までに申し込みが必要です。詳しくは、衛生センターへお問い合わせください。

お問い合わせ

●甲賀広域行政組合衛生センター

甲賀市水口町水口6677番地

☎0748-62-5454

所有者不明土地^(※)の解消に向けて、
不動産に関するルールが大きく変わります！

※登記簿を見ても所有者が分からない土地の面積は、全国で九州本島の大きさに匹敵するともいわれています

令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化^(※)されます！

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります

- 今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう！
今なら、**相続登記の免税措置**も、拡大されています
- 相続の際、**遺産分割**をちゃんと済ませましょう！
- 登記の手続は、法務局のホームページをご覧ください
- 相続・登記の**専門家への相談**も、ご検討ください



新制度について
詳しくは、以下の
二次元コードか、
「法務省 所有者不明」
で検索！



法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU



令和 6 年から始まる義務化は、私に関係があるの？
今からできることは、あるの？

A

相続登記の申請の義務化は、令和 6 年 4 月 1 日に始まりますが、それ以前の相続でも、**不動産（土地・建物）の相続登記がされていないものは、義務化の対象**になります

それぞれのケースに応じ、**相続人（ご遺族）で、必要な遺産分割を行い、今のうちから、相続登記を速やかに行うことが、重要です**

相続登記を促進する税制上の措置（100 万円以下の土地の相続登記申請の免税措置等）も令和 4 年 4 月から、拡充されています

（新しい税制措置は、法務省ホームページで詳しく掲載しています）



相続登記の申請って大変じゃないの？
どのような手順をとればいいのか？

A

不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の**法務局（登記所）に申請**して行います

手続は、①**遺言書**による相続の場合、②**遺産分割協議**による相続の場合（相続人全員で話し合いをする場合）、③**法定された割合による相続**の場合（民法に定められた相続割合で相続する場合）など、ケースにより、必要な登記や書類が異なります

必要な登記の種類は、法務省ホームページでもご案内しています

（法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」をご覧ください）



相続登記について、更に知りたいときは
どうすればいいのか？

A

- 全国の法務局では、**手続案内**を行っています（**予約制**）

（各法務局の案内はこちらに掲載しています）



- 法務局ホームページで、**手続や書式**をご案内しています

詳しくは、上記法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」の「相続登記の手続等についてお知らせします」から

- **専門家（司法書士・弁護士）に相談**したい場合は、こちら

日本司法書士会連合会の
ホームページ（登記相談
のご案内）

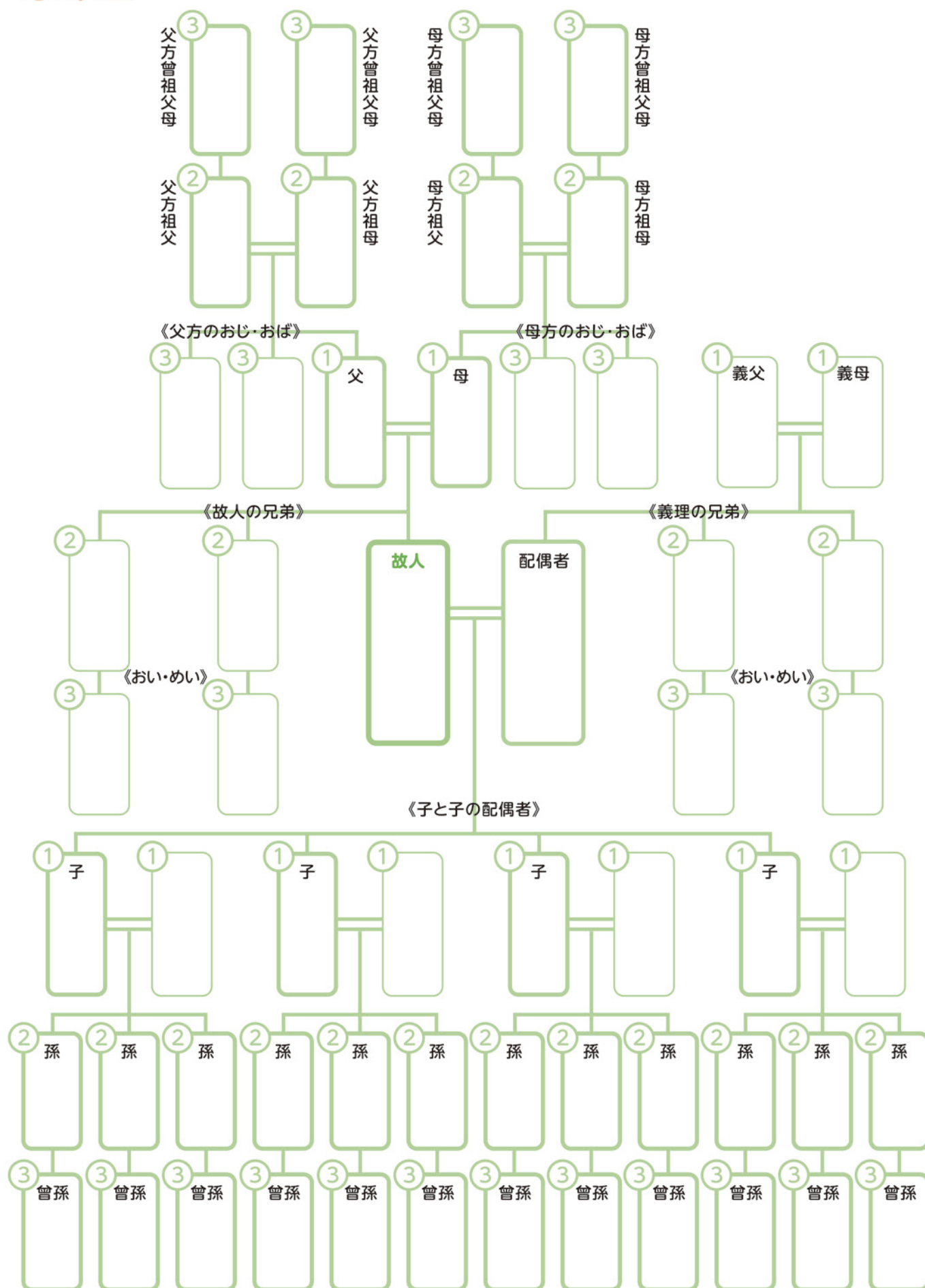


日本弁護士連合会のホーム
ページ（法律相談のご
案内）



家系図

※数字は親等数



空き家、 放置して いませんか？



えっ
こんなに？



空き家放置のリスク



- 住居不法侵入(不法占拠)
- ゴミの不法投棄(ゴミ屋敷化)
- 建物の老朽化による倒壊
- 「特定空家等」認定

放置している空き家が「特定空家等」に認定されると、場合によっては行政が解体し、その費用をあなたが払うこととなります。行政からの改善命令に背くと50万円以下の過料に処せられたり、固定資産税の優遇がなくなることもあります。

こんなお悩み
ありませんか？

- 雑草が茂って虫が湧いて、近所に迷惑が…
- すぐに手放したくはないが、税金節約の方法はないか
- 売却のメリット・デメリットを聞いてみたいが…
- 資産運用ってよく聞くけど、できるのだろうか？

無料査定

秘密厳守

相談無料

お気軽にご相談ください。



株式会社ユーベスト

〒528-0037 甲賀市水口町本綾野5番10号アルプラザ水口すぐとなり

☎0748-78-0655

FAX : 0748-78-0656

✉ : ubest.3215@gmail.com

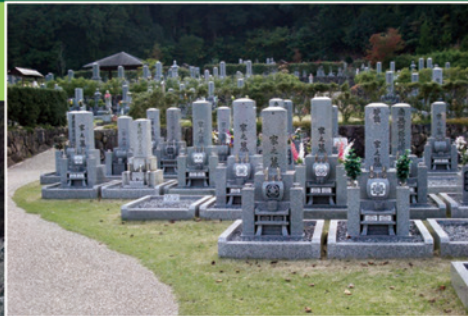
(公社)滋賀県宅地建物取引業協会会員/滋賀県知事(2)第3551号

ユーベストの
SNS・動画情報は
こちらから▶▶





一隅霊陵
甲賀市甲南町池田43



ご好評につき
追加区画が
完成しました

総区画数：1,000区画

特別ご奉仕セット

土地代 (小区画: 1m × 1.2m)	15万円
巻石(白みかげ)	18万円
石碑(青みかげ石8寸)	55万円
カロート(骨入)	5万円
セット割引	▲5万円
消費税額	7万3千円
総額	95万3千円

・土地代とは、永代使用料のことです。
・管理費は含まれていません。
※土地代は非課税です。

無縁さんにならない霊園

後々のお祀り手がおられなくてお墓を建てるのを、ためらっておられる方にもお勧めです。

永代供養にできます

一隅霊陵では、建てられたお墓を
永代供養墓にすることができます

宗教・宗旨・宗派は問いません

一隅霊陵では、宗教・宗旨・宗派は問いません。
檀家になっていただく必要もありません。
仏事・祭儀などはご自身のお寺様で執り行っていただけます。

徳田石材がお勧めする 特選霊園です。



予めご連絡いただければ
随時ご案内させていただきます。
お気軽にお声掛けください。



【パンフレットをご用意】

ご希望の方は
お電話ください。

通話無料電話

0120-29-1082



- ◇労働大臣認定
- ◇石積一級技能士
- ◇石貼一級技能士
- ◇石材加工一級技能士

創業120余年

有限会社徳田石材

本社：甲賀市水口町新町二丁目1-1
電話：0748-63-1413

全優石
全国優良石材店

